

区内中小企業・事業所をサポート



まちや地域の活性化のためには、区内経済や中小企業の活性化が不可欠です。区では、中小企業支援のための各種補助事業を行っています。※補助対象や内容、条件などの詳細は区ホームページをご覧ください。
 (申請書に必要書類および資料を添付し窓口で)
 ☎(3647)2332、FAX(3647)8442
 区役所4階29番

中小企業融資あっせんのほか、展示会出展経費・ホームページ作成費・製品開発費用の補助など

▲各種補助事業により中小企業の皆さんを応援しています(写真は区内の家具製造会社で)。

創業支援 事務所・店舗等の賃料	
対象経費	事務所・店舗等の賃料(敷金・礼金等は補助対象外)
金額・期間	下表のとおり 2年
対象者	平成27年度内に創業し、店舗等が区内にある中小企業
件数	製造業2件、製造業以外3件※書類審査のうえ、申請者多数の場合は抽選。補助の適否は全員に通知
締切	7/31(金)
交付	賃料支払終了後、実績報告書に基づき交付
補助月数	上限額と補助率
補助開始月～12か月目(1年目)	製造業 月額 10万円 月額賃料の1/2以内 製造業以外 月額 5万円 月額賃料の1/4以内
13か月目～24か月目(2年目)	製造業 月額 5万円 月額賃料の1/2以内 製造業以外 月額 3万円 月額賃料の1/4以内

製造業とは、日本標準産業分類で定める大分類「製造業」

ホームページ作成費(新規開設)	
対象経費(※)	○ホームページの作成に係る委託費(外部委託の場合) ○ホームページ作成ソフトおよびその解説本の購入費(自作作成の場合)
金額	対象経費の2分の1以内で上限5万円。ただし、中小企業団体が新規に開設するホームページは、対象経費の2分の1以内で上限30万円
対象者	区内の中小企業(遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、宗教法人などの業種を除く)または区内の中小企業団体(江東区中小企業登録団体で商店会を除く)
条件	○ホームページの新規作成に着手する前に申請が必要 ○平成28年3/18(金)までに事業を完了(作成済のホームページをインターネット上にアップロードのうえ、経費の支払いを全て終了し、実績報告書を提出) ○作成するホームページが他の主催するウェブサイトの一部でないこと ○既にあるホームページの変更・更新は対象外
交付	書類審査で補助の適否を決定し、事業完了後、補助条件等を確認のうえ実績報告書に基づき交付

※対象外経費[通信経費、維持管理費等ホームページ作成に直接関係しない経費、パソコン等設備購入費]

新製品・新技術広告宣伝費	
対象経費	新聞・企業雑誌等への広告掲載料(紙媒体への掲載で自社で新たに開発した製品のみ)
金額	対象経費の3分の2以内で上限100万円
対象者	区内に本店および主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業※昨年度この補助金の交付を受けた場合は、今年度は補助金の申請はできません
件数	3件(予定)
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付
申請書配布	4/20(月)～

新製品・新技術開発費	
対象事業	中小企業が自ら行う研究開発で平成27年度中に事業が完了する見込みのあるもの(新製品の開発技術、機械器具(装置)の高性能化・省力化・自動化のための技術、新物質(新材料)の開発利用技術など)
金額	対象経費の3分の2以内で上限300万円
対象者	区内の中小企業、複数の中小企業(2分の1以上が区内事業者)で構成する任意のグループ、区内の中小企業団体
件数	5件(予定)
締切	6/30(火)
交付	書類審査および面接審査で補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付

展示会・見本市への出展経費	
対象経費	出展料・出展小間料・展示装飾費
金額	対象経費の2分の1以内で上限20万円
対象者	区内の中小企業または区内中小企業団体
対象事業	国内外で開催される展示会、見本市およびフェアへの出展※主として販売を目的としない展示会等に限る
締切	出展する展示会等の開催日の1か月前
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付

知的財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)取得費	
対象経費	出願料、登録料、審査請求料、弁理士に支払う報酬
金額	対象経費の2分の1以内で上限10万円(特許権の取得にあつては上限30万円)
対象者	区内に本社を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業
件数	各5件(予定)
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、交付

環境認証等取得費	
対象経費	ISOやエコアクション21等の環境認証やプライバシーマークを新たに取得する場合の経費の一部
金額	下表のとおり
対象者	区内に本社および環境認証等を受ける事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業※認定を受ける前に必ず申請してください
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付

産学連携による共同研究費	
対象経費	大学等に支払う共同(委託)研究に係る契約金
金額	対象経費の3分の2以内で上限300万円
対象者	区内の中小企業または区内中小企業団体
対象事業(※)	中小企業等が、大学または高等専門学校と行う製品開発や技術開発の共同(委託)研究で、平成27年度中に事業完了が見込めるもの
件数	3件(予定)
交付	書類審査および面接審査で補助の適否を決定し、事業完了後、実績報告書に基づき交付

※申請時に大学等と契約が完了し、契約金の支払いが済んでいないものに限る

都立産業技術研究センター利用料	
対象経費	依頼試験、オーダーメイド試験、実地技術試験、各種試験機器、オーダーメイド開発支援、製品開発支援ラボを利用し、実際に支払った利用料
金額	対象経費の3分の2以内で、年度内で上限15万円
対象者	区内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業
交付	書類審査のうえ補助の適否を決定し、交付

融資あっせんの情報は2面に掲載

中小企業融資あっせん制度 特定創業支援事業を受けた方は 3年間利子を全額補助

区では、区内中小企業者の方が事業資金を低金利で借入れができるように、金融機関と東京信用保証協会の協力を得て、融資のあっせんをしています。この制度は、区が直接融資するのではなく、金融機関が区の定める条件の範囲で融資を行うものです。

借入れにあたっては区の紹介を受けた後、金融機関および保証協会の審査がそれぞれありますので、期間に余裕を持ってお手続きください。また、初めて利用される方には、初めて利用される方には、

平成27年度 江東区中小企業融資制度

*資金特例 [注] は新設です

資金名	あっせん限度額	返済期間(据置)	年利(%)	利子補助率(%)	自己負担率(%)	備考(変更点・条件)
運転	1,250万円	6年(6か月)	1.9	0.8	1.1	
短期運転	300万円	1年(2か月)	1.6	0.9	0.7	
設備	2,000万円	9年(6か月)	2.1	0.8	1.3	
小規模企業特別(一般)	1,250万円(各資金合計)	6年(6か月・借換はなし)	1.9	0.7	1.2	従業員数が卸・小売、飲食の商業、サービス業の場合は5人以下、その他製造業等は20人以下
(運転)						
小規模企業特別(小口零細企業保証制度)	(運転)	(設備)	(借換)			
借換	2,000万円	9年(なし)	2.1	0.7	1.4	区の制度融資の借り換え条件を充足
環境保全対策II(アスベスト対策)	1,250万円	6年(12か月)	2.1	1.1 1.6	1.0 0.5	
多角化・転業支援	1,250万円	6年(12か月)	2.1	1.4	0.7	
設備強化 ※1	4,000万円	9年(12か月)	2.1	1.1	1.0	※1
*商店街空き店舗活用 ※2				1.6	0.5	※2
創業支援 ※3	1,000万円	6年(12か月)	2.1	1.6	0.5	※3
*商店街空き店舗活用 ※2				1.8	0.3	※2
*特定創業支援 ※4				2.1	0	当初3年間 ※4
団体	(運転)	1億円	1年(2か月)	1.6	-	1.6
	(設備)	(転貸1組合員1,000万円)	5年(6か月)	1.9	-	1.9

◎ あっせん受付期間は、平成27年4月～平成28年3月です。区の融資の基本的な利用条件や、各融資の詳細な利用条件等については、リーフレット・区ホームページをご確認ください。

※1 設備強化資金は、大型店対策・商店街リニューアル・商工業施設建替の要件のいずれかに該当することが条件となります。また運転資金は設備資金との併用のみとし、金額は設備資金の1/2以内とします。運転資金のみの利用はできません。

※2 設備強化資金および創業支援資金は、商店街で3か月以上空き店舗となっている物件を商店会長の推薦を受けて利用する場合、利子補助率を優遇します。

※3 創業支援資金は、運転・設備資金合わせて2,500万円が上限です。

※4 区の特定創業支援事業を受けた証明書取得者に対し、借入当初から36か月間の利子を全額補助します。

保証料の補助があります。詳細は、リーフレット「江東区中小企業融資のご案内」または区ホームページをご覧ください。

創業を支援します 3年間利子を全額補助

創業支援融資は事業主でない個人の方が、新たに個人または法人として江東区内で創業する場合が対象となります。

借入れ後は、区が設定した利率で金融機関へ返済しますが、翌年の5月に返済額のうち、それぞれの資金に定めた補助率で支払済利子の一部を補助金として交付します(率については左表を参照)。また、一部の資金金としては借入れに要する信用

創業支援事業」は、区が実施するもののほか、区と連携する団体が実施するセミナー等へ参加するなど一定の要件を満たすことが条件となります。詳細は区

5区(江東・品川・目黒・板橋・江戸川) 合同ものづくり商談会

8/24(月)

中小企業の新たな外注先・ビジネスパートナー探しに
企業間のネットワーク構築、
(SHIP) 3階(品川区北品川5-5-15) 江東・品川・目黒・板橋・江戸川区内の中小製造業事業者を対象とした商談会を開催します。

昨年は110社の企業にご参加いただきました。各区合同で行われる商談会は他に類をみないチャンスです。参加についてご興味をお持ちの方は、お問い合わせください。皆さんの参加をお待ちしています。

時 8月24日(月) 午後1時～5時(予定)
場 品川区産業支援交流施設
男女共同参画に関する意識調査結果まとめ

男女共同参画に関する意識調査結果まとめ

区では、今後の男女共同参画施策の推進と平成27年度に行う新たな男女共同参画行動計画策定の基礎資料とするため、平成26年9月～10月に区民(20歳以上の男女2,000人)および区内企業・事業所(1,000社)を対象に男女共同参画に関する意識実態調査を実施しました。

このたび、調査結果がまとまりましたので、その一部をご紹介します。

有効回収数は、区民調査764票(38.2%)、企業・事業所調査196票(19.6%)でした。

心身障害者医療費助成 中学校卒業などで 支給対象となる方は手続きを

この春中学校を卒業し、江東区子ども医療受給者証の受給が終了(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)する方のうち、次に該当する方は心身障害者医療費助成(障)制度の対象となりますので、申請手続きをしてください。

対象となる方
次のいずれかをお持ちの重度障害の方で、健康保険に加入している方
○身体障害者手帳1級・2級(心臓・腎臓等内部障害については3級まで)
○愛の手帳1度・2度
○対象とならない方
○保護者の収入が基準額を超えている方(下表のとおり)
○生活保護を受けている方
○健康保険の自己負担のない施設に入所している方
○お子さんの身体障害者手帳

たは愛の手帳
○お子さんの健康保険証
○印鑑
○平成26年1月1日時点で江東区にお住まいでなかった方は保護者の平成26年度課税(非課税)証明書
障 障害者支援課障害者福祉係
TEL (3647) 4952
FAX (3647) 4910

所得制限基準額

扶養親族の数	基準額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円

扶養親族が5人を超えるときは、1人につき38万円を加算します。扶養親族の中に、老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がいるときは、左記基準額に一定額を加算します。医療費・社会保険料(本人のみ)・配偶者より相当額を控除します。

ワーク・ライフ・バランス
「仕事と生活の調和」と言われるワーク・ライフ・バランスについては、約5割の企業・事業所が関心を示していますが、その推進のためには育児・介護休業等による「代替職員の確保」や、「労働時間の長い部門・事業所がある」等が課題となっていると回答しています。

同参画推進センター(扇橋3-22-2)、図書館などに置いてある報告書、または区ホームページをご覧ください。

調査結果は、行動計画策定に向けての審議や男女共同参画推進策実施に際しての資料として活用していきます。

生活支援相談窓口を開設

失業や借金など、経済的な困りごと全般を支援

4/1(水)～

4月から施行される「生活困窮者自立支援法」に基づき、さまざまな経済的な困りごとを支援する事業を行います。

窓口をリニューアル

保護第一課(区役所)および保護第二課(総合市民センター)に専用の相談窓口を設置し、経済的な困りごとを支援する総合窓口を開設します。

「収入が不安定で家賃や税金を滞納している」「家族が病気やひきこもりで仕事ができな

ひとり親家庭のお母さん、お父さんを支援

就労支援のための各種給付金を支給

自立が困難なひとり親家庭のお母さん、お父さんの支援として、就労支援に関する給付金支給をはじめさまざまな事業を行っています。平成26年10月から母子相談事業を拡大・充実して父子家庭の相談もお受けしています。

方

○高等職業訓練促進給付金

安定した生活を営むために、就職に有利で収入増に役立つ資格取得を目指すひとり親家庭の母親、父親に対し、養成機関での修業期間中の生活費の負担を軽減する目的で給付金を支給します。

※父親については、平成25年度以降の入学生のみが対象となります。

経済的自立を目指し修業するひとり親家庭の母親、父親を支援するため、「高等職業訓練促進給付金」と「自立支援教育訓練給付金」の2種類の給付事業を行っています。給付金を受け

るためには、福祉事務所や事前相談が必要となります。
〔人〕20歳未満のお子さんを扶養する母親、父親で児童扶養手当受給者および同様の所得水準の

りの方ならどなたでもご相談できます。

行います。また、職業紹介も行っていきます。

保護第二課自立支援担当
(総合市民センター) 大島 4-1-5 1階
☎(3637)3741

住居確保給付金事業

解雇等により離職した方で、就労能力と就業意欲のある方に常用就職に向け、賃貸住宅の家賃を支給します(支給条件・期間や金額の上限があります)。

就労準備支援事業

江東区就労支援センター(東陽3-15-15)で、生活訓練(生活リズムの確立)、社会訓練(模擬面接)、就労訓練(就職活動のスキルや知識の取得)などを

相談はお気軽に

経済的な困りごとを抱えている方は、一人で悩まず、気軽にご相談ください。あなたに合った解決方法を一緒に考えます。

8丁目、南砂、新砂の窓口

保護第一課自立支援担当
(区役所2階24番)

☎(3647)8487

「城東地区のうち亀戸、大島、北砂、東砂1-5丁目、夢の島、新木場、若洲の窓口」

ひとり親家庭の母親、父親に生活全般の相談・支援

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の母親、父親が抱える、経済的な悩み、こどもの就学問題など、生活の相談に応じ支援します。その他、18歳未満のこどもの養育が十分に行えない母子世帯を対象に自立支援を行う母子生活支援施設への入所相談(要審査)や、緊急に保護を必要とする母子が利用する緊急一時保護施設の入所相談も行っています。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

母子・父子福祉資金の貸付
ひとり親家庭の母親、父親等を対象に、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金をお貸しします(要審査)。

資金の種類
修学資金、就学支度資金、転宅資金、生活資金など12種類の資金があり、貸付限

りの方ならどなたでもご相談できます。また、職業紹介も行っていきます。

保護第二課自立支援担当
(総合市民センター) 大島 4-1-5 1階
☎(3637)3741



お気軽にご相談を
相談員

度額・据置期間・償還期限が資金により異なります。詳細は母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

〔人〕区内に6か月以上(修学資金、就学支度資金は期間を問いません)お住まいの母子、父子家庭の母親、父親等で、20歳未満のお子さんを扶養している方

〔人〕深川地区および東砂6-8丁目、南砂、新砂の窓口
保護第一課母子・父子自立支援員
☎(3645)3106

〔人〕亀戸、大島、北砂、東砂1-5丁目、夢の島、新木場、若洲の窓口
保護第二課母子・父子自立支援員
☎(3637)2707



住宅への耐震改修助成制度を拡充

助成限度額の引き上げ、4/1(水)受付分から非木造戸建て住宅の助成要件緩和

民間マンションの耐震改修工事助成限度額の引き上げ

現在、区では昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の民間マンションの管理組合、所有者等への耐震助成を実施しています。

このうち、耐震改修工事の助成金(耐震改修工事費の2分の1)について、助成限度額を1,000万円から倍額となる2,000万円に引き上げます。

これに伴い、これまで耐震診断や耐震設計の助成を受けた管理組合や所有者の皆様へ、改修工事のご案内をする予定です。

老朽建築物の除却助成

昭和45年以前に建てられた木造系の住宅など

区は平成25年度より、区内の老朽建築物の除却に対して、除却費用の一部を助成する制度を設けました。そして多くの老朽建築物を所有する方から申請を受け付け、助成を行ってきました。

平成26年度からは、より老朽度が高く、震災発生時に倒壊や火災の危険性が高い建築物を助成対象とする見直しを行いました。

平成27年4月から平成26年度と同様の条件で、老朽建築物の除却助成を行います。内容は、次のとおりです。

江東区コミュニティバスしおかぜ 時刻表(平日・土日共通)※4/1(水)改正

	バス停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
木場ルート	① 潮見駅前	9:00	9:50	10:40	11:30	12:20	13:50	14:50	15:40	16:30
	② 潮見二丁目	9:01	9:51	10:41	11:31	12:21	13:51	14:51	15:41	16:31
	③ 枝川三丁目	9:02	9:52	10:42	11:32	12:22	13:52	14:52	15:42	16:32
	④ 枝川二丁目	9:03	9:53	10:43	11:33	12:23	13:53	14:53	15:43	16:33
	⑤ 木場一丁目	9:09	9:59	10:49	11:39	12:29	13:59	14:59	15:49	16:39
	⑥ 木場二丁目	9:10	10:00	10:50	11:40	12:30	14:00	15:00	15:50	16:40
	⑦ 木場六丁目ギャザリア前	9:14	10:04	10:54	11:44	12:34	14:04	15:04	15:54	16:44
	⑧ 塩崎荘前	9:15	10:05	10:55	11:45	12:35	14:05	15:05	15:55	16:45
	⑨ 塩浜二丁目	9:16	10:06	10:56	11:46	12:36	14:06	15:06	15:56	16:46
	⑩ 枝川二丁目	9:18	10:08	10:58	11:48	12:38	14:08	15:08	15:58	16:48
	⑪ 枝川三丁目	9:19	10:09	10:59	11:49	12:39	14:09	15:09	15:59	16:49
	⑫ 深川眺橋南	9:20	10:10	11:00	11:50	12:40	14:10	15:10	16:00	16:50
辰巳ルート	⑬ 潮見駅前	9:25	10:15	11:05	11:55	12:45	14:15	15:15	16:05	16:55
	⑭ 潮見二丁目	9:26	10:16	11:06	11:56	12:46	14:16	15:16	16:06	16:56
	⑮ 潮見一丁目アパート前	9:26	10:16	11:06	11:56	12:46	14:16	15:16	16:06	16:56
	⑯ 連橋南詰	9:27	10:17	11:07	11:57	12:47	14:17	15:17	16:07	16:57
	⑰ 港湾住宅前	9:28	10:18	11:08	11:58	12:48	14:18	15:18	16:08	16:58
	⑱ 辰巳駅前	9:29	10:19	11:09	11:59	12:49	14:19	15:19	16:09	16:59
	⑲ 辰巳団地	9:30	10:20	11:10	12:00	12:50	14:20	15:20	16:10	17:00
	⑳ 第二辰巳小学校前	9:31	10:21	11:11	12:01	12:51	14:21	15:21	16:11	17:01
	㉑ 辰巳中央	9:32	10:22	11:12	12:02	12:52	14:22	15:22	16:12	17:02
	㉒ 辰巳一丁目北	9:33	10:23	11:13	12:03	12:53	14:23	15:23	16:13	17:03
	㉓ 連橋南詰	9:35	10:25	11:15	12:05	12:55	14:25	15:25	16:15	17:05
	㉔ 潮見一丁目アパート前	9:36	10:26	11:16	12:06	12:56	14:26	15:26	16:16	17:06

5便と9便の辰巳ルートは潮見駅前が終点です。

コミュニティバス「しおかぜ」
平野橋架替工事完了に伴い、時刻表・一部運行ルートが元に戻ります

この度、三石橋と平野橋の架替工事が完了しました。新しい橋の開通は4月1日(水)を予定しています。今後も、便利で快適な道路・交通網の整備を進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。



三石橋と平野橋の架替工事が完了
4/1(水)開

バス停・ルート案内図 4/1(水)始発～



平野橋架替工事完了に伴い、4月1日(水)始発より、江東区コミュニティバス「しおかぜ」の時刻表、木場一丁目バス停位置、一部運行ルートが変更(平野橋工事開始前のものに戻元)となります。詳細については時刻表・案内図をご覧ください。



▲三石橋完成予想図

▲平野橋完成予想図

江東シネマプラザ
映画「新・喜びも悲しみも幾歳月」
音声ガイド付き上映会

音声ガイド付で木下恵介監督の「新・喜びも悲しみも幾歳月」(1986年)を上映します。映画音声ガイドとは、目の不自由な人の映画鑑賞を音声によって手助けするもので、映画の登場人物の動作や場面状況を、も

ともとのセリフや想像の邪魔にならないように配慮しながらシナリオ化し、上映時に小型FMラジオを通してナレーションを流します。音声ガイドはボランティアグループ「江東シネマアイ」が制作しています。音声ガイドをご利用の場合はイヤホン付の小型FMラジオをお持ちく

3/28(土)

ださい(若干貸出あり)。興味をお持ちの方ならどなたでも聴くことができます。
時 3月28日(土)「昼の部」午後2時開演「夜の部」午後6時開演
費 全席自由500円(付き添いの方も同額)※音声ガイドご利用の方はお申し出ください
監督 木下恵介「出演 加藤剛、大原麗子、植木等ほか
場 古石場文化センター(古石場2-13-12)
☎(5620)0224



「新・喜びも悲しみも幾歳月」
©松竹/東京放送/博報堂

食品中の放射性物質の検査結果
空間放射線量の測定結果(第7回・第8回)

食品中の放射性物質の検査結果

区では、区内の店舗で販売されている食品や小中学校の給食用食材などに含まれる放射性物質を検査しています。2月は区内流通食品16サンプルと、有明小、第二大島小、越中島小、大島西中の給食用食材各校5サンプル合計20サンプル、および給食で飲んでいる牛乳について、小中学校で1サンプル(全校銘柄・工場とも同一種類)、保育園で13サンプルを採取して検査を行い、いずれも放射性セシウムは不検出でした(検出下限値25ベクレル/kg。ただし、牛乳や乳児用食品など基準値の低い食品の検出下限値は1.4~2.2ベクレル/kg)。給食用食材は、使用する前日に検査を行っています[区立保育園についての問合せ先]保育課保育管理係☎3647-9094 [区立以外の保育園についての問合せ先]保育課保育支援係☎3647-9084 [小中学校についての問合せ先]学務課給食保健係☎3647-9177 [その他測定全般に関する問合せ先]保健所生活衛生課食の安全係☎3647-5812※詳細は、区ホームページをご覧ください。

空間放射線量の測定結果(第7回・第8回)

4月から定点施設10施設について各施設4半期に1回測定を実施しています(右表)。第7回を1/20、第8回を2/16に実施しました。測定値は地上1mの平均値で、第7回、第8回いずれも毎時

0.06μSvであり、国の対応方針およびガイドラインが示す高い数値が検出された地点はありませんでした。詳細は、区ホームページをご覧ください ☎ 環境保全課調査係 ☎3647-6148

空間放射線量 結果一覧

(第7回測定日:平成27年1/20(火))

施設名	所在地	空間放射線量
		地上1m(平均値)
①大島第五保育園	大島4-21-3-101	0.06
②荒川・砂町水辺公園	東砂6-9先	0.07
③清澄二丁目公園	清澄2-11-5	0.06
④枝川幼稚園	枝川13-4-1-101	0.06
⑤東雲緑道公園	東雲1-7-4	0.06
平均		0.06
同日の産業技術研究センター(青海2-4-10)の地上約1mモニタリングポストでの日平均値		0.0375

(第8回測定日:平成27年2/16(月))

施設名	所在地	空間放射線量
		地上1m(平均値)
①小名木川水辺の散歩道	大島9-1	0.07
②亀高小学校	北砂5-20-16	0.07
③扇橋三丁目公園	扇橋3-20-11	0.07
④塩浜二丁目第二公園	塩浜2-17-8	0.05
⑤辰巳中学校	辰巳1-10-57	0.06
平均		0.06
同日の産業技術研究センター(青海2-4-10)の地上約1mモニタリングポストでの日平均値		0.0370

※空間放射線量の測定単位はμSv/h
※Svは放射線による人体への影響度合いを表す単位
※産業技術研究センターでは、空間放射線量の連続測定を実施
※同センターの測定値は、1μGy/h=1μSv/hとして換算



地域で活動する団体のイベント・活動情報などが集まるポータルサイトです。情報収集・発信の場としてご利用下さい。
[パソコンから] <http://kotocommu.net/> [携帯電話から] <http://genki365.net/gnkk22/i/>
※右記の二次元コードからも入れます ☎ 区民協働推進担当 ☎3647-8570

